

最終更新日:2010年6月25日

長瀬産業株式会社

代表取締役社長 長瀬 洋

問合せ先:財務部 商事法務・広報課 TEL:03-3665-3028

証券コード:8012

<http://www.nagase.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、「社会の構成員たることを自覚し、誠実に正道を歩む活動により、社会が求める製品とサービスを提供し、会社の発展を通じて、社員の福祉の向上と社会への貢献に努める。」を経営理念として掲げております。この理念の実践と継続的な企業価値向上のためには、経営における「迅速な意思決定と実行」、「透明性の確保」が重要と考えコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

#### 【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
NORTHERN TRUST CO. (AVFC)SUB A/C AMERICAN CLIENTS	7,046,000	5.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,870,000	4.96
住友信託銀行株式会社	5,776,000	4.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,201,000	3.76
日本生命保険相互会社	4,984,333	3.60
株式会社三井住友銀行	4,377,000	3.16
長瀬 洋	4,211,277	3.04
長瀬 令子	3,522,421	2.54
三井住友海上火災保険株式会社	2,951,000	2.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,879,000	2.08

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
親会社	なし
連結子会社数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	10社以上50社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特になし

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: yellow;">更新</span>	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
新美春之	他の会社の出身者				○				○	
仲村 巖	他の会社の出身者								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
新美春之	独立役員に指定しております。	同氏は、昭和シェル石油株式会社の名誉会長を務められており、同社の経営に長年に亘り携わり、企業経営についての高い見識と豊富な国際経験を有しております。これらを活かし、グローバルな見地から、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役として選任しております。 当社は、同社と取引関係はなく、同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがない社外取締役と認識しております。
仲村 巖	独立役員に指定しております。	同氏は、元 日産ディーゼル工業株式会社(現UDトラック株式会社)相談役であり、同社および日産自動車株式会社の経営に長年に亘り携わり、企業経営についての高い見識と豊富な経験を有しております。これらを活かし、産業界に精通した観点から、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役として選任しております。 当社は同社と取引関係はなく、同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれがない社外取締役と認識しております。

#### その他社外取締役の主な活動に関する事項 更新

新美氏は、2010年3月期に開催された取締役会14回のうち11回(出席率79%)に出席し、豊富な国際経験から、多角的な視点に基づき、適宜、意見や助言等の発言を行っております。仲村氏は、2009年6月25日に就任後、2010年3月期に開催された取締役会10回のうち10回(出席率100%)すべてに出席し、産業界に精通した観点から、適宜、意見や助言等の発言を行っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

監査役と会計監査人の連携状況

会計監査人とは日常的に個々の案件ごとに打合せを行うとともに、年2回、監査役会と会計監査人の連絡会を実施しております。

監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査部門である監査室とは、適宜打合せを行うとともに、年2回、関係会社監査役連絡会を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
山下秀男	他の会社の出身者								○	
高野利雄	弁護士				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
山下秀男	独立役員に指定しております。	同氏は、金融機関での長年にわたる海外勤務経験を持ち、豊富な経験と、グローバル基準での幅広い見識を有していることから、独立役員として適任であると判断しております。 同氏は、当社取引銀行である株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行)に勤務しておりましたが、当社は、自己資本比率も高く健全な財務体質を有しており、金融機関への借入依存度が低い事に加えて、同行からの借入比率も突出したものでなく、当社経営に対する影響度は希薄であると認識しております。 同氏は、2004年6月に当社監査役に就任以降、当社取締役会から独立した公正普遍的な立場で職責を果たしていると判断しており、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役と認識しております。
高野利雄	独立役員に指定しております。	同氏は、弁護士として法曹界での長年の経験と知見を有しており、専門的な見地から社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いしております。 当社は同氏ならびに同氏の所属する高野弁護士事務所と取引関係はなく、同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外監査役と認識しております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

2010年3月期に開催された取締役会14回、監査役会13回のうち、山下氏は取締役会14回(出席率100%)、監査役会13回(出席率100%)、すべてに出席し、金融機関での長年の海外勤務経験を活かした幅広い見識に基づき、適宜、意見を述べております。高野氏は取締役会11回(出席率79%)、監査役会10回(出席率77%)に出席し、弁護士としての専門の見地から、適宜、意見を述べております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

### 1) スtockオプション制度の導入

2002年8月より導入し、2008年まで毎年付与していましたが、2009年以降は実施していません。

### 2) 会社業績・個別評価による賞与支給

各取締役(社外取締役・監査役を除く)の賞与支給に際しては、期間業績に応じて基本支給総額を決定し、目標管理制度に基づく個別評価を反映させています。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

従業員は、執行役員、テクノロジーオフィサーおよび幹部従業員のみ。  
その他は、連結子会社の常勤取締役およびそれに準ずる者。

## 【取締役報酬関係】

開示手段

有価証券報告書、決算短信、営業報告書(事業報告)、その他

開示状況

その他

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

2010年3月期に在任した取締役及び監査役に支払った報酬等の額

取締役12名に支払った報酬額は244百万円、監査役5名に支払った報酬額は64百万円です。このうち、社外役員5名に対する報酬等の総額は38百万円です。また、取締役への支給額には、当事業年度中に役員賞与引当金として費用処理した役員賞与61百万円を含んでおります。この他、使用人兼務取締役に対し使用人給与相当額43百万円を支給しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会開催のスケジュール調整、連絡、取締役会資料の事前配布および説明等を担当部署から行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 [更新](#)

当社では、監査役会制度を採用する中で、執行役員制度を2001年6月から導入しており、現行経営体制は、取締役10名(内、社外取締役2名)、執行役員21名(内、取締役兼務者8名)、監査役4名(内、社外監査役2名)であります。

取締役会は「経営方針・戦略の意思決定機関および業務執行を監督する機関」として明確に位置づけ、毎月の定例取締役会を開催し、重要事項の決議、業績の進捗についても議論し対策等を検討しております。社外取締役は、独立した立場で幅広い視点から意見を述べることで、経営の健全性、透明性を向上させる役割を果たしております。

監査役会は財務・会計に関する知見を有する監査役を含む4名の監査役で構成されており、うち社外監査役は2名選任しており、いずれも一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立役員と認識しております。監査役は監査役会で定めた監査の方針、業務分担に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、また必要に応じて子会社に対し報告を求めるなど、取締役の職務執行の監査を行っております。また、内部監査部門としては監査室があり、会社の業務活動の適正性および効率性を監査しており、監査役監査の実効性を確保するため、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助する使用人を設置しております。

執行役員は、それぞれ営業関連については「事業部長会」、管理関連については「部長会」に参加し、各部からの現状報告をもとに議論の上、具体的対策等を決定しております。

その他、当社の経営を客観的に見てもらい、チェックやアドバイスを受けることが重要と考え、アドバイザリーボードを設置し社外有識者にアドバイザーをお願いしています。

当社取締役・執行役員の報酬は、役員報酬規程に基づき算出し、取締役会の決議を経て決定しております。これに加え、役員報酬の決定プロセスにおける客観性と透明性を高めるため、2010年5月1日付けで役員報酬委員会を設置いたしました。役員報酬委員会は、過半数が社外取締役で構成されており、報酬水準・制度の妥当性を検討し、取締役会に報告・提言いたします。

その他の各種委員会に関しましては、下記の通りとなっております。

「リスク・コンプライアンス委員会」では、取締役会の諮問機関として、法令遵守のみならず、企業倫理にまで踏み込んだリスクマネジメント体制およびコンプライアンス体制の確立、強化を図っております。

「内部統制委員会」では、財務報告の信頼性を一層高めるために、全社的な内部統制の状況や、財務諸表作成のプロセスについて文書化し、評価・改善を行う体制を維持、強化しております。

「安全保障貿易管理委員会」では、外国為替および外国貿易法等の輸出関連法規に規制されている貨物および技術の取引について、また「化学製品・製品管理委員会」では、化審法・薬事法等、当社取扱製品に係る法令遵守を徹底しております。

「地球環境委員会」では、(1)環境法規制の遵守、(2)環境に配慮した事業推進、(3)社会との共生、(4)環境マネジメントシステムの確立と継続的改善、(5)環境方針の周知徹底と公表を環境方針に掲げ活動を行っております。

公認会計士監査については、監査法人である新日本有限責任監査法人の指定有限責任社員、公認会計士、会計士補等の監査従事者によって、

公正不偏な立場で実施されております。指定有限責任社員は、以下のとおりです。

●指定有限責任社員

氏名	所属する監査法人
荒井憲一郎	新日本有限責任監査法人
林由佳	新日本有限責任監査法人

以上のように、執行役員制度導入のもと、社外取締役の選任と監査役会およびコンプライアンス機能の強化を目的とした各種委員会との連携による現状のコーポレート・ガバナンス体制は、社外を含む多角的な視点からの監督・監査機能が働いており、現時点では、最も合理的であると判断しております。今後もステークホルダーの皆様からの信認を確保するべく、コーポレート・ガバナンス機能の強化を図ってまいります。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の開催日の約3週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	——
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使ができるようにしております。また、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用することができます。
その他	議決権行使結果を当社ホームページに開示しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年5月、11月。社長から決算・中期計画進捗状況説明。担当役員からの事業紹介。アナリスト・機関投資家約50名出席。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書および四半期報告書、投資家向け決算説明会資料、個人向け決算説明会資料、株主通信、アニュアルレポート、ファクトブック等	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:財務部、経営企画室。IR担当役員:財務部担当役員	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球環境委員会を設置し、ISO14001を取得。環境に配慮したビジネスの推進。広く日本の科学技術振興の一助となるべく、財団法人長瀬科学技術振興財団の助成を行っています。また、環境報告書を当社ホームページに掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コンプライアンス基本方針」において、ステークホルダーに対して企業情報を積極的に公正に開示し、透明性の確保に努める旨を定めております。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

### 1. 内部統制システムについての基本的な考え方

当社の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」は以下のとおりですが、会社を取り巻く環境の変化等を踏まえて、より一層適正にガバナンス体制の強化を実現するために、今後も不断の見直しを図ってまいります。

### 2. 内部統制の整備状況

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社が長年に亘り掲げている経営理念「社会の一員として誠実に正道を歩む」のもと、法令等の遵守のための基本方針や行動基準を定め、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止することとする。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに取締役会及び監査役に報告するなどガバナンス体制の強化を図ることとする。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、社内諸規程に従って文書または電磁的に記録し、保存管理を行うこととする。取締役及び監査役はこれら文書等を常時閲覧できる体制とする。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理全体を統括する組織として、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、委員会の機能・権限を定め、役割と責任を明確にした体制を整備することとする。その下で、企業活動に関連する個々のリスクに関しては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うこととする。新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任部を定め、また有事に際しての迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制の整備を行うこととする。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を「経営方針・戦略の意思決定機関及び業務執行を監督する機関」として明確に位置づけ、月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。取締役会の決定に基づく業務執行に関しては、執行役員制度の下、組織運営基本規程及び業務分掌において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続について定めることとする。

#### (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の整備及び維持を図るために、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、「コンプライアンス基本方針」を定め、グループ会社を含む全社員に「ナガセグループコンプライアンス行動基準」に沿った企業活動を定期的な研修会等を通じて徹底させる体制とする。当社並びにグループ会社において、法令違反等の問題があると認識した場合、リスク・コンプライアンス委員会に報告するものとし、委員会は直ちに監査役(会)へ報告する。また、社内通報制度により、社員等から直接通報・相談できる窓口を設定することとする。

#### (6) 株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社とグループ会社間で、運営基準を定め、一定の事項についてはグループ会社での決定前に当社への承認又は報告を求める体制とするとともに、原則として当社から役員を派遣し、業務の適正を確保することとする。中期経営計画、年度予算制度に基づき、明確な目標を付与し、当社及びグループ各社の予算業績管理を実施することとする。また、財務報告の信頼性を一層高めるために、金融商品取引法を踏まえ、全社的な内部統制の状況や、財務諸表作成のプロセスについて文書化し、評価・改善を行う取り組みを連結ベースで進めるものとする。

#### (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役監査の実効性を確保するため、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助する使用人を設置することとする。当該使用人は監査室に所属するものとする。

#### (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動・評価等を行う場合は、予め監査役に相談し、その意見を求めることとする。

#### (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役が、取締役会等重要会議への出席や経営者との情報交換、稟議書・報告書等の閲覧を通じて、常時、会社経営全般の状況を把握できる体制を整備する。さらに、次の事項については、適宜、取締役が個別又は取締役会を通して監査役または監査役会に報告することとする。

1. 取締役の職務執行に関しての不正行為、法令・定款に違反する等、コンプライアンス上の問題
2. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
3. 重要な情報開示事項
4. 社内通報制度に基づき通報された事実、等

#### (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の重要性と有用性に対する認識・理解を図るため、社長は監査役との間で定期的に意見交換会を開催することとする。また、監査役が監査職務を効率的・効果的に実施できるようにするために、会計監査人、監査室及び関係会社監査役と緊密に連携し相互補完できる体制を整備するものとする。

### 3. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除することを「コンプライアンス基本方針」の中で定めております。また「ナガセグループコンプライアンス行動基準」において、(1)社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは一切関わらない、(2)経営に携わる者はこのような勢力を恐れることなく、率先して襟を正した行動をとる、(3)不当要求等に対しては、「恐れない」「金を出さない」「利用しない」を原則に警察や法律家等の支援を得て、役員・社員一人ひとりを孤立させず組織的に対応する、等を行動基準に定めております。

### 4. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

対応統括部署、担当者を東京・大阪本社および名古屋支店ごとに定め、東京本社の担当者は、東京都公安委員会が実施する不当要求防止責任者講習を受講しております。

各地区ごとに反社会的勢力への対策等を協議する団体に加盟し、担当者は、定期的に会合、研修会等に参加することで、所轄警察署との連携を図るとともに、反社会的勢力に関する情報の収集、管理を行っています。また、当社の売買基本契約書に反社会的勢力排除条項を加え、取引先が反社会的勢力と判明した場合には、契約を解除できるように努めております。

社内啓蒙活動については、反社会的勢力への対策マニュアルを東京・大阪および名古屋支店に備置き、教育ビデオを活用した研修を実施しております。

## 1. 買収防衛に関する事項 更新

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### 1. 基本方針の内容

当社は、上場会社である以上、株主は原則として株式の自由な取引を通じて決まるものであり、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付行為の提案に応じるか否かも最終的には個々の株主の意思に基づき行われるべきものと考えております。かかる観点から、当社としては、企業価値向上に邁進することこそが本分であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者を当社自身の判断で定めるべきではないと考えております。

しかし、ときに市場においては、企業価値向上のために誠実な取組みをしている当社の価値が正当に評価されない状況が生じることも考えられます。株式の大規模買付行為の中には、かかる状況に乘じ、その目的等から見て短期的利益だけを求め、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものもあり得るところであります。

当社は、このような当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

### 2. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記基本方針を実現するため、2009年4月からスタートした3か年の中期経営計画「“CHANGE” 11」を掲げ、企業価値向上に邁進してまいります。この中期経営計画の策定に際しては、まず当社グループが将来目指す姿として、下記を設定いたしました。

- ・ 事業を通じて、夢と理想を実現する場を提供する企業
- ・ 技術を基盤として、強みを活かした事業を中心に成長し価値を高め続ける企業
- ・ 市場構造・環境の変化を先取りし、独自のソリューションを提案することで顧客とともに発展する企業
- ・ 社会に貢献し、地球環境に寄与する企業

「“CHANGE” 11」では、外部環境の急激な変化や当社グループ内の変化に対応するため、自ら変わることを強く意識してまいります。そして、「“CHANGE” 11」の基本戦略を「事業と運営の質の向上」と定め、下記の重点施策を推進いたします。

- (1) 事業の選択と集中
- (2) 環境・エネルギー関連技術の取り組み
- (3) 研究・開発・製造機能の強化
- (4) グローバル化の推進
- (5) リスクマネジメントの強化
- (6) ダイバーシティの推進とワークライフバランスの支援

以上のとおり、経営の効率性とともにその透明性をも高め、株主、顧客、取引先、社員、地域社会等のステークホルダーの皆様との円滑な関係を構築し、企業価値の向上を更に図ってまいります。

### 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

上記1の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を、2010年5月21日開催の当社取締役会及び2010年6月25日開催の第95回定時株主総会の決議に基づき導入しております。なお、本プランの有効期間は、2013年に開催される当社定時株主総会の終了時点までとなっております。

本プランは、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させることを目的として、大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付け等についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続を定めています。

かかる手続が遵守されなかった場合には、取締役会決議もしくは株主総会の承認により新株予約権無償割当て等の対抗措置を講じることがあります。当該対抗措置の発動により、結果的に手続を遵守しない大規模買付者に、経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。他方、手続が遵守されている場合は、原則として対抗措置は講じませんが、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合には、新株予約権無償割当て等の対抗措置を講じることがあります。

なお、本プランの具体的内容は、2010年5月21日付のニュースリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新について」（<http://www.nagase.co.jp/assetfiles/tekjikajji/20100521-1.pdf>）をご参照ください。

### 4. 具体的取組みに対する当社取締役の判断及びその理由

上記2に記載した当社の中期経営計画「“CHANGE” 11」は、当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

上記3に記載した本プランは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入しております。また、対抗措置発動等の運用に際して、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、独立委員会を設置しております。取締役会の判断は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、また、対抗措置の発動に際し、状況により、株主意思を確認することとしており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

